

別紙 4

農産物検査の検査結果等報告マニュアル

第 1 検査結果報告書の作成

地域登録検査機関は、自らが実施した農産物検査について、法第 20 条第 3 項及び規則第 20 条の規定に基づき、農産物検査法施行規則の規定に基づき農林水産大臣の定める様式及び農林水産大臣の定める期日を定める件（平成 13 年 3 月 22 日農林水産省告示第 445 号。以下「報告規程」という。）に定める様式に従い、検査結果報告書を作成する。

なお、検査結果報告書は、電磁的方式により作成することができるものとする。

第 2 検査結果報告書の提出

地域登録検査機関は、第 1 の報告書を報告規程に定める期日までに、知事に報告する。なお、報告書の提出先は各振興局農林水産振興部とする。

ただし、報告の期日が行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号。）第 1 条第 1 項各号に掲げる日（以下「行政機関の休日」という。）に当たるときは、その日の翌日をもってその期日とする。

また、やむを得ない状況により期日までに報告できない場合は、その旨をあらかじめ知事に報告するものとする。

なお、報告書の提出先は、各振興局農林水産振興部とし、各振興局農林水産振興部は管内の地域登録検査機関の報告書を果樹園芸課に回付するものとする。

第 3 報告書の取りまとめ等

果樹園芸課は、地域登録検査機関から受理をした報告を取りまとめ、同通知に掲げる期日までに電子メールにより近畿農政局長に報告する。

ただし、報告期日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期日とする。

なお、やむを得ない状況により期日までに報告できない場合は、その旨をあらかじめ近畿農政局長に報告する。

(参考)

農産物検査に関する基本要領
別紙14農産物検査の検査結果等報告マニュアル

別表

農産物検査の区分	農産物の種類	事項	期間	様式	都道府県知事から地方農政局長への報告期日	地方農政局長から農産局長への報告期日
品位等検査	米穀（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	当年産（生産された年の翌年の10月31日までに検査を行うべきことを求められたものをいう。以下同じ。）の検査を開始した日から8月31日までの間	様式第1号及び様式第2号	9月20日	9月24日
			当年産の9月から12月までの毎月の1日から末日までの間		翌月の20日	翌月の24日
			当年産の翌年1月1日から翌年3月31日までの間		翌年4月20日	翌年4月24日
			当年産の翌年4月1日から翌年6月30日までの間		翌年7月20日	翌年7月24日
			当年産の翌年7月1日から翌年10月31日までの間		翌年11月20日	翌年11月24日
			4月1日から8月31日までの間		9月20日	9月24日
麦（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から8月31日までの間	様式第1号及び様式第3号	9月20日	9月24日
			9月1日から10月31日までの間		11月20日	11月24日
			11月1日から翌年1月31日までの間		翌年2月20日	翌年2月24日
			翌年2月1日から翌年3月31日までの間		翌年4月20日	翌年4月24日
大豆（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から12月末日までの間	様式第1号及び様式第4号	翌年1月20日	翌年1月24日
			翌年1月から翌年3月までの毎月の1日から末日までの間		翌月の20日	翌月の24日
小豆、いんげん、かんしょ生切干、そば及びでん粉（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から12月31日までの間	様式第5号	翌年1月20日	翌年1月24日
			翌年1月1日から翌年2月28日までの間		翌年3月20日	翌年3月24日
			翌年3月1日から翌年3月31日までの間		翌年4月20日	翌年4月24日
輸入に係る農産物	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から翌年の3月31日までの間	様式第6号	翌年7月20日	翌年7月24日
成分検査	米穀及び小麦	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄並びに成分についての検査結果	4月1日から翌年3月31日までの間	様式第7号	翌年4月20日	翌年4月24日

近畿農政局長 様

和歌山県農林水産部農業生産局長

国内産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書（ 年 月 日現在累計）

生産年度 _____

(単位: kg)

都道府県名	農産物の種類	検査区分	銘 柄	荷造り及び包装	量 目	検査総数量	特 上	特 等	1 等 (合格)	2 等	3 等 (等外)	規格外 (等外上)	備 考

- 備考1 「検査区分」の欄には、農産物検査法（以下「法」という。）第3条の品位等検査（米穀の品位等検査）、法第5条第1項の品位等検査（検査を受けていない米穀の品位等検査）、法第5条第2項の品位等検査（期間経過米検査）、法第6条の品位等検査（麦の品位等検査）及び法第9条の品位等検査（米麦以外の農産物の品位等検査）の別を記載すること。
- 2 農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号）第1条に規定する米穀の当年産以外のものの検査結果にあつては、別葉とし、「農産物の種類」の欄に当年産以外の別を記載し、「生産年度」を「会計年度」とすること。
- 3 検査総数量のうち国が行った検査数を「備考」の欄に記載すること。

様式第2号

番 号
年 月 日

近畿農政局長 様

和歌山県農林水産部農業生産局長

国内産米穀の等級理由別検査結果報告書（ 年 月 日現在累計）

生産年度 _____

(単位: kg)

都道府県名	農産物の種類	等級	検査数量	整粒不足	形質	水分過多	被害粒	死米	着色粒	異種穀粒	異物	その他

備考1 農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号）第1条に規定する米穀の当年産以外のものの検査結果にあつては、別葉とし、「農産物の種類」の欄に当年産以外の別を記載し、「生産年度」を「会計年度」とすること。

様式第5号

番 号
年 月 日

近畿農政局長 様

和歌山県農林水産部農業生産局長

国内産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書 (年 月 日現在累計)

生産年度 _____

(単位: kg)

都道府県名	農産物の種類	銘 柄	荷造り及び包装	量 目	検査総数量	1 等 (合 格)	2 等	3 等 (等 外)	規格外 (等外上)	備 考

備考1 検査総数量のうち国が行った検査数量を「備考」の欄に記載すること。

近畿農政局長 様

和歌山県農林水産部農業生産局長

外国産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書（ 年4月1日から 年3月31日まで）

生産年度 _____

(単位：トン)

都道府県名	種 類	銘 柄	荷造り及び包装	量 目	検査総数量	1 等 (合格)	2 等	3 等	4 等	5 等	規格外	備 考

備考1 「種類」の欄には、政府買入委託契約、売買同時契約（SBS契約）及び民間貿易の別並びに農産物の種類（米穀、小麦、大麦・はだか麦及びその他農産物の別）を記載すること。

2 検査総数量のうち国が行った検査数量を「備考」の欄に記載すること。

近畿農政局長 様

和歌山県農林水産部農業生産局長

成分検査結果報告書 (年 月 日現在累計)

生産年度 _____

(単位: kg)

都道府県名	証明番号	種 類	生産年度	銘 柄	検査数量	測定結果			備 考
						たんぱく質	アミロース	でん粉	

備考1 「備考」の欄に検査を行った登録検査機関名を記載すること。